

# 入 札 説 明 書

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 森第 9171 号農林水産部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

## 2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第 6 条第 3 項の規定により森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 1 号）により直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

- (2) 現場説明会は行わない。

## 3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県」と記載すること。

- (5) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から 1 週間以内に行う。

イ 公表は、福島県ホームページにおいて行う。

- (6) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

## 4 入札参加資格要件等の審査に関する事項

- (1) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認を開札日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に行わなければならない。

- (2) 入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第4号）により通知する。

（3）入札参加不適格理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

（4）落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

## 5 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

## 6 その他

（1）入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得を熟知すること。

（3）書類は原則としてA4判とすること。

（4）提出書類に虚偽の記載をした場合においては、森林整備業務等入札参加資格制限を行うことがある。

(別紙2)

## 福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県が発注する森林整備業務の委託契約に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 福島県財務規則第249条第1項第4号により免除する。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、入札説明書、契約条項、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する制約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。
- 3 入札及び開札は公開とする。
- 4 開札したときは、直ちに入札書を入札金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- 5 前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格で入札した者から第2順位までの入札参加者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 郵便による入札
- (3) 入札時刻に遅れてした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札
- (6) 鉛筆書きによる入札書
- (7) 入札書の日付がない入札書
- (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (9) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載の無い入札書も含む）
- (10) 入札書の業務名、業務番号、施行箇所のいずれかが記載されていない入札書
- (11) 入札書の業務名、業務番号、施行箇所のいずれかが入札公告と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (12) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
- (13) 上記第1号から第12号までに掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

(落札決定の保留)

第8条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日、落札者を決定する。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札候補者がいない場合には、契約権者は当該入札を打ち切ることができる。
- 3 第1項の入札には、第7条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第12条 契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指

示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第14条 第12条の契約保証金等を納付等した場合は、福島県財務規則第234条第1項に規定する連帯保証人を要しない。

- 2 連帯保証人は、契約の相手方について法令の規定により別段の資格を必要とされる契約の場合においては、これと同等以上の資格を有する者を立てなければならない。
- 3 前項の連帯保証人の選定については、契約権者の承諾を得なければならない。

(質問及び異議の申立て)

第15条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書等の提出後、第4条第1項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。
- 2 平成25年4月1日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。
- 2 平成28年6月30日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

附 則

- 1 この運用は、令和3年5月26日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。
- 2 令和3年5月25日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

(福島県森林整備業務条件付一般競争入札用)

## 入 札 書

※<sup>1</sup>  
入札金額

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壺 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

円也

業 務 名

※<sup>2</sup>  
業務番号

施行箇所

上記のとおり入札します。

年      月      日

※<sup>3</sup>

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

※<sup>4</sup>

(押印を省略する場合のみ余白に記載)

本件責任者

氏名

所属部署

連絡先(電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署

連絡先(電話番号)

(あて先)    福島県

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 入札公告において、業務番号が付されていない場合は、空欄として構わない。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を件に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載すること。

(※4) ※3において押印を省略する場合のみ余白に記載すること。